

○有資格者（税理士・公認会計士等）の資格取得

税理士・公認会計士等の資格をお持ちの方が取得する場合、当該事業所での給与収入が主たる収入であることが、要件の一つになります。したがって、税理士事務所・税理士法人等で所属税理士の登録をする場合や公認会計士として勤務先の登録をする場合、あるいは、新たに勤務する監査法人等で公認会計士の登録をする場合など、登録先の変更が行われているかの確認を当組合では行っております。すでに変更されている場合は、①税理士会または公認会計士協会の受領印のある登録先変更の届出の写と、②被保険者の主たる収入に関する『誓約書』に加え、③『雇用契約書』もしくは『労働条件通知書』のどちらか一方。ただし、法人役員の場合は③の代わりに④『登記簿謄本』をご提出いただければ、保険証を発行することができます。なお、登録変更が行われていない場合で、⑤取得日から2ヶ月以内に登録変更を行う旨の誓約を事業所にいただき、手続き終了次第関係書類を当組合にご提出いただける場合は、①もしくは④に替わるものとして、保険証の発行を行いたいと思います。この場合、事業所にご誓約いただいたものの、実際に2ヶ月以内の登録変更が行われなかった場合、次回からは、実際に登録変更が確認できるまで、保険証の発行はできませんので、予めご承知おきください。なお、取得届へのマイナンバーの記載は、すべての方に必要となります。マイナンバーの記載がないと、国の指導により、当組合が費用負担をして中間サーバーからマイナンバーを取得しなければなりませんので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

※添付書類（再掲）

- ① 税理士会または公認会計士協会の受領印のある登録先変更の届出の写
- ② 被保険者の主たる収入に関する『[誓約書](#)』（有資格者用）
- ③ 『雇用契約書』もしくは『労働条件通知書』のどちらか一方。
- ④ 法人役員の場合は③の代わりに『登記簿謄本』
- ⑤ ①に替わるものとして、取得日から2ヶ月以内に登録変更を行う旨を記載した事業所の『[誓約書](#)』
- ⑥ 資格取得届への『マイナンバー』の記載